

「高等教育の負担軽減の具体的方策について」【概要】

(平成30年6月14日「高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議」報告)

I 対象範囲

- 住民税非課税世帯（年収270万円未満）の授業料減免
 - ・ 国公立大学：国立大学の授業料・入学金の標準額を上限。
 - ・ 私立大学：授業料は、国立大学の授業料の標準額に加え、私立大学の授業料の平均額との差額の2分の1を加算した額を上限。入学金は、私立大学の入学金の平均額を上限。
- 短大、高専、専門学校は、大学に準ずる。（私立学校の授業料は、国立大学の授業料の標準額に加え、概ね各学校種の私立学校の授業料の平均額との差額の2分の1を加算した額を上限）
- 給付型奨学金の大幅拡充の考え方
 - ・ 学生が学業に専念するために必要な生活費
 - ・ 他の学生や高校を卒業して働いている方との公平性の観点も踏まえ、社会通念上妥当なもの
- 具体的には、日本学生支援機構「学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限り、自宅生を超える部分）、住居・光熱費（自宅外生に限る）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立の在籍者に限り、同窓会費等の費用を除いた平均額の2分の1を勘案）を項目として対象とし、所要額を精査。
娯楽・嗜好費の項目は対象外。併せて、必要な大学等の受験料を項目として対象。
- 全体として支援の崖・谷間が生じないよう「住民税非課税世帯に準ずる世帯」にも段階的に支援し、給付額の段差をなだらかにする。
(家族4人のモデル世帯で年収300万円未満の世帯は3分の2、年収300万円から380万未満は3分の1)

II 支援対象者の要件

- 高校在学時の成績のみならず、高等学校等がレポートの提出や面談等により本人の学習意欲や学習状況を確認。
- 大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、これに満たない場合には、支給しない。具体的には、
 - ★ 次のいずれかに該当する場合
 - i 大学等により、退学・停学その他の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
 - iii 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の5割以下の場合
 - iv 1年間の出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合
 - ★ 毎年度の確認※において、次のいずれかに該当し、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合
 - i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
 - ii GPA（平均成績）等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合（ただし、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討）
 - iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合
- ※ 2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても「警告」。

III 支援措置の対象となる大学等の要件

- 卒業に必要となる標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置されていること（全ての学部等が要件を満たすことが必要。）
 - ※ 経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、例えば、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心として位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の業務執行において重要な役割を有する「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

上記以外の設置者の場合は、理事への外部人材の任命に代えて、社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられる組織や体制に、複数の外部人材が参画していること。

Ⅲ 支援措置の対象となる大学等の要件（続き）

- 以下の取組を通じ、成績評価基準を定めるなど、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること
 - ・各授業科目における授業計画（シラバス）の作成・公表
 - ・学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による厳格かつ適正な評価、単位授与
 - ・G P Aなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施
 - ・卒業の認定に関する方針・基準の策定・公表・実施
- 法令に則り、財務諸表のほか、事業報告書や監査報告などを開示。また、経営情報の一環として、定員充足や進学・就職の状況などの情報を開示。開示の方法としては、ホームページ等での一般公開を行う。
専門学校については、職業実践専門課程における情報開示を基礎として、上記に相当する情報を開示するものとし、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示。
- ※ 今回の支援措置が、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、必要な措置を講ずる。例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。

Ⅳ その他円滑かつ確実な実施に際して必要な事項

- 制度の実施・運用は、関係地方公共団体の意見を十分に聴き、関係省庁等と緊密な連携を図りながら検討。
- 不正な受給を事前に防止し、厳正に対処するための厳格な仕組みを講ずる。

(参考) 高等教育段階における負担軽減方策に関する検討体制

<検討内容>

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、高等教育における授業料減免及び給付型奨学金の拡充を具体化し円滑かつ確実に実施するため、閣議決定で具体的に定まっていない詳細事項について専門的検討を行う。

<検討体制>

（役職はH30. 4. 1現在）

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

相川 順子	一般社団法人全国高等学校PTA 連合会相談役
赤井 伸郎	国立大学法人大阪大学 国際公共政策研究科教授
佐竹 敬久	秋田県知事
千葉 茂	学校法人片柳学園理事長
◎三島 良直	国立大学法人東京工業大学前学長・名誉教授
○村田 治	関西学院大学学長

◎：座長、○：副座長
※必要に応じて関係者の意見を聴くこととする。

<検討経緯>

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成30年1月30日 | 高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議について |
| 第2回 | 平成30年3月 5日 | 新しい経済政策パッケージを踏まえた高等教育段階における負担軽減方策の在り方に係る検討項目について |
| 第3回 | 平成30年4月11日 | 支援対象者の要件及び支援措置の対象となる大学等の要件についての主な論点の議論 |
| 第4回 | 平成30年5月15日 | 支援対象者の範囲（家計基準）、授業料減免額・給付型奨学金給付額の考え方等についての主な論点の議論 及び 関係団体ヒアリング |
| 第5回 | 平成30年5月22日 | 関係団体ヒアリング |
| 第6回 | 平成30年6月14日 | 高等教育の負担軽減の具体的方策について（報告案） |